

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 外断熱推進会議		
代表者	竹川忠芳	担当者	堀内正純
所在地	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 407号 TEL:03-3436-4755 FAX:03-3436-0678 E-mail:info@sotodan-npo.org		
設立の経緯 ／沿革	2001年ごろ当時の外断熱の普及を目指すメンバーが集まり「外断熱を広めていくためにはNPOのような組織が必要でないか」という議論がなされた。この時のメンバーが発起人となり2002年12月にNPO外断熱推進会議法人設立準備委員会が開催された。その後、第一回スウェーデン・ドイツ建築物理と外断熱の旅と同報告会を経て、2003年1月にはNPO外断熱推進会議法人設立総会を開催し「設立認証申請書」を内閣府へ提出した。同年、10月24日に法人として設立が認証された。同年、11月7日に登記が完了し正式に特別非営利活動法人として活動を開始した。2010年1月で7年を経過した。		
団体の目的 ／事業概要	外断熱工法とは熱容量の大きい建物躯体（RC造など）の外側に十分に厚い断熱材を施す工法である。建物内の温度ムラが小さいため快適でヒートショックなどが起きにくく、湿気がたまりにくいので結露やカビが少なく、断熱性能が高く省エネルギー、躯体が長寿命といった特長がある。そのことにより、新築建物はもとより建て替えによる廃材やCO ₂ 排出量の減少をもたらす「地球に優しい」工法であり、われわれはその普及を推進することを目的とする団体である。 この外断熱工法の普及のため、セミナーや海外視察、新聞の発行、断熱改修など様々な事業を展開している。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	過去7年間に実施した主な事業を列挙する。 1. 新聞の発行：外断熱に関する専門紙「外断熱通信」をこれまで4回発行し、地方自治体、外断熱会員や国会議員に配布した。 2. 海外視察：外断熱では先進国であるドイツやスウェーデン、カナダ、北米などの実態調査をし情報の提供をしてきた。 3. 断熱改修工事の実施：八王子市南大沢団地の大規模修繕では外断熱改修工事を実施し大幅に温熱環境が改善された。 4. 温熱環境調査：無断熱また内断熱の建物の温熱環境測定を実施し実態把握に努めている。 5. 議連勉強会：超党派で結成した議員連盟「環境・省エネ住宅政策を推進する議員連盟」を通じて国会議員の啓蒙啓発に努めている。(約80名) 6. 新断熱基準の策定：RC建築での平成11年基準を上回る断熱基準を設定しその普及と先導的な役割を果たしてきた。 7. セミナーの開催：外断熱工法の紹介や海外事例の報告などこれまで24回のセミナーを実施してきた。 8. 支部活動による全国展開：北海道、北陸、関西、九州、長野など全国に5支部を設置し外断熱に関する事業を全国展開している。 9. 学術講演会の開催：お茶の水女子大、早稲田大学、財団法人建材試験センターなどでの学長経験者や温熱環境に詳しい専門家で構成する学識経験者による講演会を開催した。 10. 国の補助金利用：平成18年度全国都市再生モデル調査（多摩ニュータウン）に採用され報告書を提出した。(国土交通省 住宅局所管)		

ホームページ	http://www.sotodan-npo.org		
設立年月	2003年 1 月 *認証年月日(法人団体のみ) 2003年10月24日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	0 円	活動事業費/ 売上高 (H20)	約400万円
組 織	スタッフ/職員数 3 名 (内専従 2 名)		
	個人会 20 名	法人会員 100 名	その他会員(賛助会員等) 30名

提 言

政策のテーマ

R C建物への外断熱工法の奨励

■政策の分野

- ・地球温暖化の防止

■政策の手段

- ・制度整備及び改正

団体名：特定非営利活動法人

外断熱推進会議

担当者名：堀内正純（事務局長）

田村浩一（事務局次長）

■キーワード CO2削減 省エネ 地球環境保全 快適住環境 耐久性

① 政策の目的

平成11年基準（次世代省エネ基準）がまだ義務化されていない現状では事務所ビルや店舗などRC建物に限定した法整備が重要と考える。

新築の建物は外断熱工法を前提にしかつ税制上の優遇措置を付加することがCO2 25%削減に寄与する不可欠の解決策である。

② 背景および現状の問題点

主な問題点を列挙したい。

1. 日本国内の殆どどのRC建物は無断熱か内断熱工法である。
2. 外断熱工法は内断熱工法に比してコスト高と言われるが初期投資のみで回収可能である。
3. 住宅の平成11年基準が義務化されていない。
4. 外断熱工法の採用はCO2 25%削減に寄与する不可欠の解決策である。

③ 政策の概要

社会を持続可能なものとして守るためには、化石燃料消費を削減し、またCO₂等の温室効果ガス発生を抑制することが危急の要請である。住宅用建築における運用時のエネルギー消費とそれに伴う温室効果ガス発生は総量として非常に大きいことから、住宅の省エネルギー化に寄せられる期待は高く、国土交通省でも1999年3月、それ以前の住宅の省エネルギー基準を改めて、新しい基準「次世代省エネルギー基準」（以下「次世代基準」と略称）に改正している。しかし、この次世代基準では、それまでにわが国で普及していた内断熱工法利用を想定して建築外皮の熱貫流率を算定し、達成すべき建物全体の熱損失係数を設定しているため、利用できる断熱材厚さの制約から、屋根や外壁などの部位別外皮に求められる熱貫流率はそれ程高いレベルとはなっていない。次世代省エネルギー基準については [\(財\)建築環境・省エネルギー機構 \(IBEC\)](#) を、地域区分については同サイト内 [次世代省エネルギー基準の地域区分](#) 等でご確認ください。

一方で、この次世代省エネ基準改正と前後して我が国で普及し始めた外断熱工法の利用を前提とすれば、断熱材厚さを増やしても室内空間を圧迫しないため、より高性能な熱貫流率を部位別外皮に求めることが可能となる。外断熱推進会議が提唱する「外断熱建築推奨基準(2008)」 [推奨基準\(2008\)はこちらをご覧ください](#) は、「次世代省エネ基準」の考え方を踏襲しつつ、外断熱工法や高性能樹脂サッシの利用を前提に、窓、壁、屋根等の部位別外皮の熱貫流率を高性能化して

設定された地域別性能基準である。この新しい「外断熱推進会議基準」を実践・普及させることは、化石燃料消費を削減し、温室効果ガス発生を抑制する上で、極めて有意義である。社会・市場へのアピールを実施するには、「外断熱推進会議基準」で得られる建物の省エネルギー性能や室内熱・湿気環境の向上を定量的に評価した客観的基礎資料が必要不可欠である。ただし、今回発表した「外断熱建築推奨基準（2008）」は、すでにその数値をクリアした建物が市場にあり、これがベストというものではない。ドイツでは、年々省エネ基準を厳しくし、2020年より無暖房住宅（パッシブハウス＝15 kWh/m²a）がドイツの省エネ基準（最低要求基準）になると言われている。従って、この基準は2008年度の暫定基準として、これを超える省エネルギー性能を妨げるものではない。「外断熱建築推奨基準（2008）」は、次世代省エネルギー基準が求める住宅用建物の断熱・保温性能を上回る超高断熱化を要求し、これを実践・普及させるねらいがある。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
省エネ基準の法改正や税制上の優遇措置や「住宅エコポイント制度」への適用などが考えられる

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
提携・協力主体はありません。NPO法人 外断熱推進会議が主体的に活動します。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）
平成13年7月「RC建物における外断熱工法需要予測に関する研究」（宇都宮大学 岡研究室）の試算によれば2000年から以降全国で新築されるマンションと改修・立替物件の全てを平成11年基準レベルの外断熱にした場合2010年時点では年間340万トンのCO₂削減効果が得られるとの結果が出ています。京都議定書時点での住宅部門のCO₂削減目標は1,000万トンですから外断熱の普及は決して無視出来ません。
(グラスウール外断熱工法 硝子繊維協会編より)

⑦ その他・特記事項
参考までに過去4回発刊した「外断熱推通信」を別送いたします。
ぜひ、ご覧下さい。